



様式第16号(第12条関係)

令和3年4月19日

三豊市長 山下昭史 様

申請者	団体の所在地	三豊市三野町下高瀬1978番地1
	団体の名称	特定非営利活動法人まちづくり推進隊みの
	代表者氏名	理事長 綾 恭司
	電話番号	0875-73-6228



地域内分権推進交付金実績報告書

令和2年4月30日付け三政地第113号により交付金の交付決定等を受けた地域内分権推進事業について、下記のとおり実施したので、三豊市地域内分権推進交付金交付規則第12条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 実績報告額 11,205,733円
- 2 添付書類
 - (1) 事業報告書
 - (2) 決算監査報告書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 財産目録
 - (5) 収支決算書
 - (6) 全役員名簿
 - (7) 事業年度末の定款又は規約
 - (8) その他市長が必要と認める書類

令和2年度 まちづくり推進隊みの 事業報告書
 (令和2年4月1日 ~令和3年3月31日)

団体又は法人の名称 特定非営利活動法人まちづくり推進隊みの

1 事業の成果

- (1) コロナ禍で施設の利用が出来ず、一部行事が中止になったが、住民のみなさんと共に活動を行ってきた。それぞれ課題は残しつつ、一応の成果があった。
- (2) 自主事業は、地域活性部・健康福祉部・環境文化部・イベント推進部を中心に活動した。これらの自主事業は継続とし、今後も成果を期待したい。
- (3) 移譲業務は、順調に業務処理できた。

2 個別事業報告書

(1) 自主事業

地域活性部

事業名	シェア畑と休耕田の活用			
事業内容	休耕田では感染症対策のため規模を縮小し幼稚園児対象に野菜の収穫体験を行った。またシェア畑では6組が利用した。(土づくりは中止)			
実施日時	通年			
実施場所	町内各休耕田			
参加者・受益者	近郊住民 (シェア畑利用6組)			
役務提供者	役員・会員 (実人数 15人)			
決算額	収入決算額	95,682円	支出決算額	95,682円
	内訳 受取交付金	89,682円	内訳 通信運搬費	420円
	シェア畑賃借料	6,000円	消耗品費	67,272円
			賃借料	27,990円

事業名	荳胡麻の栽培促進		
事業内容	休耕田を利用して、身体に良いと注目されている荳胡麻の栽培推進をし、収穫後荳胡麻を搾油した。		
実施日時	通年 (5/8 種蒔き・6/5・6/7 定植・6/24 草抜・10/16刈取・10/27脱穀)		
実施場所	町内休耕田		
参加者・受益者	12人・6人・10人・9人・6人・7人 (延人数 50人)		
役務提供者	10・4・10・9・6・7 役員・会員 (実人数 15人) (延人数 46人)		
決算額	収入決算額	56,722円	支出決算額 56,722円
	内訳 受取交付金	56,722円	内訳 諸謝金 2,754円
			消耗品費 46,108円
			食糧費(活動用飲物)4,860円
			支払手数料 3,000円

事業名	コミュニティスクールの活性化		
事業内容	コロナ禍で活動が制限されたが、1年生対象のフィールドワークの支援を行った。		
実施日時	7月1日・3月9日		
実施場所	学校及び町内		
参加者・受益者	中学1年生 80名		
役務提供者	地域の人約 30名		
決算額	収入決算額	36,344円	支出決算額 36,344円
	内訳 受取交付金	36,344円	内訳 消耗品費 36,344円

事業名	収穫体験 (フードロス)		
事業内容	地元企業の協力により、収穫されず廃棄される野菜の収穫体験をし、子どもたちに食育や食品ロスについて学んでもらった。広報はHPで行った。		
実施日時	1月9日		
実施場所	三野町下高瀬地区の畑		
参加者・受益者	26人 (10組)		
役務提供者	3人 会員・役員		
決算額	収入決算額	2,600円	支出決算額 2,490円
	内訳 受取交付金	0円	内訳 保険料 840円
	受取負担金(参加費)	2,600円	諸謝金 1,650円

環境文化部

事業名	里山整備推進事業		
事業内容	町内9つの団体が、住民が里山に親しめるよう各山の整備を行った。また、3月から4月3日に変更した「みの里山の日」に備え火上山の整備を行った。		
実施日時	通年		
実施場所	三野町内の里山		
参加者・受益者	とんぎり山 23人 北村 67人 真山 28人 真平山 89人 貴峰山 34人 聖天山 71人 前山 2人 火上山 5人 松棟山 15人 (延人数 334人)		
役務提供者	スタッフ会議 1/28 14人 役員・事務局 (実人 5人)		
決算額	収入決算額	1,047,263円	支出決算額 1,047,263円
	内訳 受取交付金	1,047,263円	内訳 会議費 2,430円
			通信運搬費 1,344円
			消耗品費 368,162円
			食糧費(活動飲物) 47,174円
			修繕費 6,600円
			燃料費 10,773円
			保険料 60,180円
			租税公課 600円
		業務委託費 550,000円	

事業名	遍路道整備事業		
事業内容	弥谷寺から曼荼羅寺への舗装されていない道(0.9km)に地元住民や小学生とともに紅葉の植樹を行った。		
実施日時	2/14 下見・2/18 準備・2/23 植樹		
実施場所	弥谷寺から曼荼羅寺への遍路道		
参加者・受益者	3人・7人・41人		
役務提供者	3・7・6人 会員・役員		
決算額	収入決算額	19,139円	支出決算額 19,139円
	内訳 受取交付金	19,139円	内訳 消耗品費 13,215円
			食糧費(活動用お茶) 4,860円
			保険料 1,064円

事業名	学校教育を通じた環境美化活動		
事業内容	町内の各学校施設のプールやトイレに EM 発酵液を用いて清掃等に使用し、自然に配感した環境美化活動を指導した。		
実施日時	10月14日・26日 (EM 発酵液作りは通年)		
実施場所	保育所・幼稚園・小学校・中学校		
参加者・受益者	園児・児童・生徒・教職員・PTA		
役務提供者	(実人数 15人) (延人数 130人)		
決算額	収入決算額	100,000円	支出決算額 100,000円
	内訳 受取交付金	100,000円	内訳 業務委託費 100,000円

事業名	生活環境支援事業		
事業内容	古紙等の持込収集と三野町環境美化運動を実施した。		
実施日時	9月12日・2月7日・3月13日		
実施場所	下高瀬小学校駐車場		
参加者・受益者	町民		
役務提供者	15人・7人・15人	会員・役員・事務局 (実人数 17人) (延人数 37人)	
決算額	収入額	193,748円	支出決算額 68,948円
	内訳 受取補助金	105,600円	内訳 諸謝金 59,000円
	雑収益(未収金含)	88,148円	消耗品費 5,166円
	収益 193,748円 (未収金 27,758円)		食糧費(活動用飲物) 4,782円
	支出 68,948円 (自主財源)		
	差額 124,800円		

事業名	休耕田の活用		
事業内容	休耕田で花や野菜、ズイナを栽培し整備を行った。また、契約満了に備え返還作業を始めた。		
実施日時	通年		
実施場所	各休耕田		
参加者・受益者	近郊住民		
役務提供者	役員・会員 (実人数 15人)		
決算額	収入決算額	69,383円	支出決算額 69,383円
	内訳 受取交付金	69,383円	内訳 通信運搬費 4,368円
			諸謝金 3,000円
			消耗品費 48,615円
			食料費 2,400円
		賃借料 11,000円	

事業名	グリーンカーテン			
事業内容	放課後児童クラブの子供たちと先生の協力で、ゴーヤを中心にグリーンカーテンを作りエコ活動を行い環境学習に役立てた。			
実施日時	通年			
実施場所	各休耕田			
参加者・受益者	近郊住民			
役務提供者	役員・会員（実人数 15人）			
決算額	収入決算額	4,652円	支出決算額	4,652円
	内訳 受取交付金	4,652円	内訳 消耗品費	2,222円
			食糧費(活動用飲物)	2,430円

健康福祉部

事業名	健康料理教室			
事業内容	香川短期大学の講師を招き、健康増進のための健康料理講座を開催した。 (新型コロナウイルス感染予防のため調理実習は中止)			
実施日時	11月13日			
実施場所	三野町保健センター			
参加者・受益者	18人 (延人数18人)			
役務提供者	3人 (実人数3人) 役員・事務局(延人数3人)			
決算額	収入決算額	10,639円	支出決算額	10,639円
	内訳 受取交付金	8,839円	内訳 業務委託費	10,000円
	受取負担金(参加費)	1,800円	消耗品費	639円

事業名	ノルディックウォーク先進地視察及びノルディックウォーク			
事業内容	新型コロナウイルス感染防止のため中止。			
実施日時				
実施場所				
参加者・受益者				
役務提供者	役員(実人数0人)			
決算額	収入決算額	0円	支出決算額	0円
	内訳 受取交付金	0円	内訳	
	受取負担金(参加費)	0円		

事業名	お助け隊			
事業内容	制度の谷間にある人々の支援を目的とし、草取りや掃除等の生活支援活動を行った。			
実施日時	通年			
実施場所	支援者要望地			
参加者・受益者	支援登録者 12 人 (延 86 日 172 時間)			
役務提供者	(実人数 10 人) (延人数 110 人)			
決算額	収入決算額	153,767 円	支出決算額	153,767 円
	内訳 受取交付金	108,017 円	内訳 給料手当	153,290 円
	受取負担金	45,750 円	消耗品費	477 円

事業名	市民集いの場作り			
事業内容	感染予防に注意しながら、毎月開催のイベントを縮小して行った。また夏休みには感染対策を行い子ども寺子屋も開催した。			
実施日時	通年			
実施場所	みの元気塾 (三野町太陽の家)			
参加者・受益者	市民 (延人数 730 人)			
役務提供者	イベント講師・ボランティア (実人数 25 人) (延人数 60 人)			
決算額	収入決算額	114,162 円	支出決算額	114,162 円
	内訳 受取交付金	114,162 円	内訳 業務委託費	78,000 円
			消耗品費	36,162 円

事業名	オレンジかふえみの			
事業内容	認知症に不安をもつ高齢者や家族の集いの場を確保し、専門家のお話や楽しい催しを計画したが、市の移譲業務により中止となった。			
実施日時	毎月第 1 水曜日			
実施場所	太陽の家			
参加者・受益者				
役務提供者	(実人数 1 人) (延人数 1 人)			
決算額	収入決算額	6,580 円	支出決算額	6,580 円
	内訳 受取交付金	0 円	内訳 諸謝金	0 円
	受取負担金(参加費)	0 円	消耗品費	6,580 円
	受託事業収益	6,580 円	支払手数料	0 円

事業名	みの生活カレンダー		
事業内容	三野町内の学校・公民館・各種団体の1ヶ月の情報を一元化し、カレンダーを作成。新聞販売店の販売網を通じて、三野町内に無料で配布した。		
実施日時	通年		
実施場所	まちづくり推進隊みの事務局		
参加者・受益者	全町民		
役務提供者	事務局2・会員1・ボランティア1		(実人数 4人) (延人数 48人)
決算額	収入決算額	0円	支出決算額 0円

イベント推進部

事業名	第8回つくるフェスティバル in みとよ		
事業内容	プロの作家が集まるクラフトフェア「第8回つくるフェスティバル in みとよ」を計画したが、検討の結果中止とした。		
実施日時	10月17日(土)・10月18日(日)		
実施場所	宗吉瓦窯跡史跡公園・宗吉かわらの里展示館		
参加者・受益者			
役務提供者	実行委員会 6/10 中止決定		(人数 9人)
決算額	収入決算額	2,430円	支出決算額 2,430円
	内訳 受取交付金	2,430円	内訳 会議費 2,430円

事業名	婚活イベント		
事業内容	香川県内在住の男女に、感染症対策のため人数制限を行い、出会いの機会を提供した。(1組が成婚した)		
実施日時	12月6日・2月28日(5月23日中止)		
実施場所	オークラホテル丸亀・宗吉かわらの里		
参加者・受益者	12人・20人		
役務提供者	7人・10人		会員・役員・事務局(実人数10人) (延人数17人)
決算額	収入決算額	376,918円	支出決算額 376,918円
	内訳 受取交付金	302,918円	内訳 諸謝金 5,000円
	受取負担金(参加費)	74,000円	印刷製本費 152,460円
			旅費交通費 6,000円
			通信運搬費 9,258円
			消耗品費 169,250円
			食糧費 13,714円
			賃借料 13,836円
		支払手数料 7,400円	

事業名	各種講演会		
事業内容	理学療法士による健康についての講演会を感染症の予防をして行った。		
実施日時	健康講座 10月15日・11月15日・12月15日・1月15日		
実施場所	インパルみの 会議室		
参加者・受益者	16人・20人・18人・13人		
役務提供者	5人・5人・4人・3人 役員・事務局 (実人数8人) (延人数17人)		
決算額	収入決算額	114,162円	支出決算額 114,162円
	内訳 受取交付金	106,362円	内訳 諸謝金 32,000円
	受取負担金(参加費)	7,800円	印刷製本費 51,930円
			賃借料 30,232円

事業名	研修講座・視察研修		
事業内容	新型コロナウイルス感染防止のため中止。		
実施日時			
実施場所			
参加者・受益者	(延人数 0人)		
役務提供者	役員 (実人数 0人) (延人数 0人)		
決算額	収入決算額	0円	支出決算額 0円
	内訳 受取交付金	0円	内訳
	受取負担金(参加費)	0円	

事業名	組織運営研究会		
事業内容	持続可能な開発目標 (SDGs) の活用を考え「みとよ SDGs 推進パートナー」に登録し、検討協議実施した。		
実施日時	6/29・7/20・8/12・11/24		
実施場所	市民センター三野会議室		
参加者・受益者	(延人数 34人)		
役務提供者	8人・8人・9人・9人 役員・事務局 (実人数 9人) (延人数 34人)		
決算額	収入決算額	376円	支出決算額 376円
	内訳 受取交付金	376円	内訳 消耗品費 376円

(2) 移譲業務

事業名	自治会連合会三野支部事務局		
事業内容	自治会連合会三野支部（別会計）として以下の事業を実施した。 ①自治会連合会に関する事務（総会、役員会） ②自治会からの要望事項に関する相談業務 ③広報みとよの配付手配		
実施日時	通年		
実施場所	三野町全域		
対象者	自治会長及び三野町民	従事人数	事務局
決算額	収入決算額	495,000 円	支出決算額 495,000 円
	内訳 受取交付金	495,000 円	内訳 支払助成金 495,000 円
			(@5,000×99 自治会)

事業名	三豊市地区衛生組織連合会三野支部事務局		
事業内容	地区衛生組織連合会三野支部（別会計）として以下の事業を実施した。 ①地区衛生組織連合会に関する事務 ②ごみ集積所補助事業 0 件 ③環境美化の日（6月・10月中止）、視察研修（中止） ④三野町を美しくする運動（2/7）		
実施日時	通年		
実施場所	三野町全域		
対象者	自治会長、地区衛生委員及び三野町民	従事人数	事務局
決算額	収入決算額	0 円	支出決算額 0 円

事業名	三野町イベント推進協議会		
事業内容	吉津花まつり・大坊市・弥谷市について各実行委員会に補助金を配分するため、通帳管理を行い、役員会を年1回開催した。 (イベントの運営・会計・事務は各実行委員会が行っている。)		
実施日時	通年		
実施場所	三野町全域		
対象者	三野町民	従事人数	事務局
決算額	収入決算額	0 円	支出決算額 0 円

事業名	公共施設の消耗品補充、軽微な修繕			
事業内容	生涯学習センター、保健センター等の消耗品補充を行った。			
実施日時	通年			
実施場所	それぞれの公共施設			
受益者	三野町民	従事人数	事務局他	
決算額	収入決算額	10,559円	支出決算額	10,559円
	内訳 受取交付金	10,559円	内訳 消耗品費	10,559円

事業名	交通安全			
事業内容	4月10日・7月6日感染防止のため中止、9月30日雨天中止			
実施日時	通年			
実施場所	三野町全域			
対象者	三野町民	従事人数	事務局他	
決算額	収入決算額	5,280円	支出決算額	5,280円
	内訳 受取交付金	5,280円	内訳 食糧費	5,280円

3 総会、理事会等の開催状況

会議名	理事会
開催日時	令和2年4月13日(月) 19時00分～19時50分
出席状況	13名(理事12名、監事1名)
審議及び 議事内容	総会について 部会構成と部会長選出について 給与水準の変更について 5月事業開催について

会議名	通常総会
開催日時	令和2年4月24日(金) 10時00分～10時20分
出席状況	出席者数9名、書面議決数75名
審議及び 議事内容	令和元年度事業報告及び収支決算報告について 令和2年度事業計画(案)及び収支予算(案)について

会議名	理事会
開催日時	令和2年5月18日(月) 19時00分～19時45分
出席状況	13名(理事12名、監事1名)
審議及び 議事内容	つくるフェスティバルについて

会 議 名	理事会
開 催 日 時	令和2年6月22日(月) 19時00分～19時45分
出 席 状 況	12名(理事11名、監事1名)
審 議 及 び 議 事 内 容	来年度事業計画について

会 議 名	理事会
開 催 日 時	令和2年7月27日(月) 19時00分～19時45分
出 席 状 況	15名(理事13名、監事2名)
審 議 及 び 議 事 内 容	来年度事業計画(案)について 公用車リースについて

会 議 名	理事会
開 催 日 時	令和2年8月24日(月) 19時00分～20時00分
出 席 状 況	13名(理事11名、監事2名)
審 議 及 び 議 事 内 容	来年度事業計画(案)について ZOOM・リモートワーク等の講習会について 婚活について

会 議 名	理事会
開 催 日 時	令和2年9月28日(月) 19時00分～20時00分
出 席 状 況	14名(理事12名、監事2名)
審 議 及 び 議 事 内 容	婚活について 料理教室について

会 議 名	理事会
開 催 日 時	令和2年10月26日(月) 19時00分～19時55分
出 席 状 況	15名(理事13名、監事2名)
審 議 及 び 議 事 内 容	大見休耕田借地について つくるフェスティバルについて

会 議 名	理事会
開 催 日 時	令和2年11月16日(月) 19時00分～20時00分
出 席 状 況	14名(理事12名、監事2名)
審 議 及 び 議 事 内 容	来年度事業について

会 議 名	理事会
開 催 日 時	令和2年12月21日（月）19時00分～20時35分
出 席 状 況	15名（理事13名、監事2名）
審 議 及 び 議 事 内 容	提案書について

会 議 名	理事会
開 催 日 時	令和3年1月25日（月）19時00分～20時30分
出 席 状 況	14名（理事12名、監事2名）
審 議 及 び 議 事 内 容	婚活について 総会資料について 提案書について

会 議 名	理事会
開 催 日 時	令和3年2月22日（月）19時00分～20時20分
出 席 状 況	15名（理事13名、監事2名）
審 議 及 び 議 事 内 容	総会について 役員改選について

会 議 名	理事会
開 催 日 時	令和3年3月22日（月）19時00分～20時00分
出 席 状 況	15名（理事13名、監事2名）
審 議 及 び 議 事 内 容	総会資料について


決算監査報告書

特定非営利活動法人まちづくり推進隊みの
理事長 藤田 公正 様

令和2年度（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）の事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支決算書及び会計帳簿を監査した結果、適法に処理され、当該帳簿には適正に記載されていると認める。

令和 3年 4月 2日

特定非営利活動法人まちづくり推進隊みの

監事 丸岡 英明 

監事 横田 美智子 

この写しは、決算監査報告書の原本と相違ありません。

団体の所在地 香川県三豊市三野町下高瀬 1978 番地 1
団体の名称 特定非営利活動法人まちづくり推進隊みの
代表者の氏名 理事長 綾 恭司



決算報告書

第4期

自 令和 2年 4月 1日

至 令和 3年 3月31日

特定非営利活動法人まちづくり推進隊みの

香川県三豊市三野町下高瀬1978番地1



貸借対照表

特定非営利活動法人まちづくり推進隊みの
全事業所

【税込】（単位：円）
令和 3年 3月31日 現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】		【流動負債】	
（現金・預金）		前受交付金	94,287
小口 現金	19,086	預り金（源泉所得税）	24,549
普通 預金	1,368,902	流動負債 計	118,816
現金・預金 計	1,387,968	負債合計	118,816
（売上債権）		正 味 財 産 の 部	
未 収 金	27,758	【正味財産】	
売上債権 計	27,758	前期繰越正味財産額	1,662,674
流動資産合計	1,415,726	当期正味財産増減額	△98,392
【固定資産】		正味財産 計	1,564,282
（有形固定資産）		正味財産合計	1,564,282
構 築 物	190,143		
機械及び装置	77,229		
有形固定資産 計	267,372		
固定資産合計	267,372		
資産合計	1,683,098	負債及び正味財産合計	1,683,098

財 産 目 録

特定非営利活動法人まちづくり推進隊みの
全事業所

[税込] (単位:円)
令和 3年 3月31日 現在

《資産の部》

【流動資産】

(現金・預金)

小口 現金	19,066
普通 預金	<u>1,368,902</u>
現金・預金 計	1,387,968

(売上債権)

未 収 金	<u>27,758</u>
売上債権 計	<u>27,758</u>

流動資産合計 1,415,726

【固定資産】

(有形固定資産)

構 築 物	190,143
機械及び装置	<u>77,229</u>
有形固定資産 計	<u>267,372</u>

固定資産合計 267,372

資産の部 合計 1,683,098

《負債の部》

【流動負債】

前受交付金	94,267
預り金(源泉所得税)	<u>24,549</u>

流動負債 計 118,816

負債の部 合計 118,816

正味財産 1,564,282

損益計算書

特定非営利活動法人まちづくり推進隊みの
全事業所

【税込】（単位：円）

自 令和 2年 4月 1日 至 令和 3年 3月31日

【経常収益】

【受取助成金等】

受取負担金 131,950

受取補助金 105,600

受取交付金 11,205,733

【事業収益】

受託事業収益 14,500

【その他収益】

受取 利息 35

雑 収 益 88,148

経常収益 計

11,545,966

【経常費用】

【事業費】

（人件費）

給料 手当(事業) 153,290

人件費計 153,290

（その他経費）

業務委託費(事業) 738,000

諸 謝 金(事業) 103,404

印刷製本費(事業) 204,390

会 議 費(事業) 4,860

旅費交通費(事業) 6,000

通信運搬費(事業) 15,390

消耗品 費(事業) 811,147

食 糧 費(事業) 85,500

修 繕 費(事業) 6,600

施設燃料費(事業) 10,773

賃 借 料(事業) 77,058

保 險 料(事業) 62,084

租税 公課(事業) 600

支払手数料(事業) 10,400

支払助成金 495,000

その他経費計 2,631,206

事業費 計

2,784,496

【管理費】

（人件費）

給料 手当 5,349,685

役員 報酬 664,000

役員議事報償費 540,000

法定福利費 813,267

人件費計 7,366,952

（その他経費）

印刷製本費 143,330

会 議 費 21,870

旅費交通費 3,500

車両燃料費 17,281

損益計算書

特定非営利活動法人まちづくり推進隊みの
全事業所

[税込] (単位:円)
自 令和 2年 4月 1日 至 令和 3年 3月31日

通信運搬費	238,235	
消耗品 費	216,414	
修繕 費	3,000	
水道光熱費	44,200	
新聞図書費	1,980	
減価償却費	220,146	
保 險 料	243,434	
諸 会 費	13,000	
リース 料	247,456	
租税 公課	1,500	
業務委託料	75,000	
支払手数料	2,563	
その他経費計	1,492,909	
管理費 計		8,859,861
経常費用 計		11,644,357
当期経常増減額		△98,391
【経常外収益】		
経常外収益 計		0
【経常外費用】		
固定資産除却損	1	
経常外費用 計		1
税引前当期正味財産増減額		△98,392
当期正味財産増減額		△98,392
前期繰越正味財産額		1,662,674
次期繰越正味財産額		1,564,282

全役員名簿

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

団体又は法人の名称 特定非営利活動法人まちづくり推進隊みの

役名	氏名	住所	就任期間	報酬を受けた期間
理事長	藤田 公正	三野町大見甲4536番地	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日
副理事長	細川 芳樹	三野町吉津乙2番地2	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日
副理事長	藤谷 静男	三野町吉津乙1402番地	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日
理事	綾 弘彰	三野町下高瀬382番地	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日	無
理事	和泉 邦一	三野町吉津甲411番地2	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日	無
理事	市村 光利	三野町下高瀬200番地	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日	無
理事	岡田 早江子	三野町下高瀬1935番地6	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日	無
理事	関 敬三	三野町下高瀬2095番地3	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日	無
理事	則包 哲生	三野町大見甲6633番地	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日	無
理事	藤田 恵子	三野町大見甲1309番地	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日	無
理事	堀家 覚	三野町大見甲5702番地	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日	無
理事	前田 俊夫	三野町吉津甲2503番地2	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日	無
理事	三木 茂	三野町吉津乙2294番地1	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日	無
監事	丸岡 英明	三野町下高瀬540番地1	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日
監事	横田 美智子	三野町大見甲5666番地2	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日

全役員名簿

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

団体又は法人の名称 特定非営利活動法人まちづくり推進隊みの

役名	氏名	住所	報酬の有無
理事長	藤田 公正	三野町大見甲4536番地	有
副理事長	細川 芳樹	三野町吉津乙2番地2	有
副理事長	藤谷 静男	三野町吉津乙1402番地	有
理事	綾 弘彰	三野町下高瀬382番地	無
理事	和泉 邦一	三野町吉津甲411番地2	無
理事	市村 光利	三野町下高瀬200番地	無
理事	岡田 早江子	三野町下高瀬1935番地6	無
理事	関 敬三	三野町下高瀬2095番地3	無
理事	則包 哲生	三野町大見甲6633番地	無
理事	藤田 恵子	三野町大見甲1309番地	無
理事	堀家 寛	三野町大見甲5702番地	無
理事	前田 俊夫	三野町吉津甲2503番地2	無
理事	三木 茂	三野町吉津乙2294番地1	無
監事	丸岡 英明	三野町下高瀬540番地1	有
監事	横田 美智子	三野町大見甲5666番地2	有

特定非営利活動法人まちづくり推進隊みの 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人まちづくり推進隊みのと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を香川県三豊市三野町下高瀬 1978 番地 1 に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、三豊市と相互に協力しながら、地域住民自らが主体となって豊かで住みやすい三野町を創造するため、住民の交流を図り、地域のつながりを深め、安全・安心な生活環境及び活力と魅力あふれる良好なコミュニティの実現を図ることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 観光の振興を図る活動
- (5) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (6) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (7) 環境の保全を図る活動
- (8) 地域安全活動
- (9) 子どもの健全育成を図る活動
- (10) 情報化社会の発展を図る活動
- (11) 経済活動の活性化を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 市民の集いの場づくりなどによる地域住民の交流に関する事業
- (2) 各種講座の開催などによる安全、安心、防災に関する事業
- (3) 里山整備などによる環境保全に関する事業
- (4) 各種講座の開催などによる健康及び福祉に関する事業
- (5) 地域産業の振興に関する事業
- (6) 関係諸団体との連携に関する事業
- (7) その他目的達成のために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、一般会員をもって特定非営利活動促進法（以下

「法」という。) 上の社員とする。

- (1) 一般会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助する意思表示をして入会した個人又は団体
(入会)

第7条 この法人の会員になろうとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び年会費)

第8条 入会金及び年会費は、無料とする。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 除名されたとき。
- (3) 本人が死亡したとき。
- (4) 賛助会員である団体が消滅したとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種類及び定数)

第12条 この法人に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 理事3人以上16人以内
 - (2) 監事2人以上5人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 役員は、一般会員の中から選任しなければならない。
- 3 理事長及び副理事長は、理事の互選とし、総会に報告しなければならない。
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 理事及び監事の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 理事長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、連続しないときであっても、再々任は認めない。

3 副理事長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、連続しないときであっても、再々任は認めない。

4 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

5 前4項の規定にかかわらず、任期満了前、2年以内の最終の事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

6 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事にあっては理事会又は総会の議決により、監事にあっては総会の議決により、これを解任することができる。

この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、報酬を受けることができる。ただし、報酬を受ける者の数は、役員総数

の3分の1を超えてはならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長及びその他の職員を置くことができる。

- 2 事務局長及びその他の職員は、理事会の議決を経て、理事長が任免し、この法人と雇用契約を締結する。
- 3 事務局長及びその他の職員には、雇用契約上必要な賃金を支払わなければならない。
- 4 前項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、一般会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、次の各号に掲げる事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業年度当初における事業計画及び活動予算の承認
- (5) 事業報告及び活動決算の承認
- (6) 理事の選任又は解任
- (7) 監事の選任又は解任
- (8) 理事及び監事の職務及び報酬
- (9) その他理事会が総会に付議すべき事項として議決した事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 一般会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号に規定するときを除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号又は第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 理事長が前項に規定する臨時総会を招集しないときは、請求をした者が、臨時総会を招集することができる。
- 4 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した一般会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、一般会員総数の 2 分の 1 以上の出席者がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 4 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した一般会員の 2 分の 1 以上の同意があるときは、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した一般会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は一般会員が総会の目的である事項について提案した場合において、一般会員全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各一般会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない一般会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、もしくは他の一般会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した一般会員は、第 26 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 2 号及び第 50 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する一般会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 一般会員総数及び出席者数(書面表決者又は電磁的方法による表決者もしくは表決委任者があるときは、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、一般会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席し意見を述べることができる。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (2) 事業報告及び活動決算
- (3) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (5) 事務局長及びその他の職員の雇用等に関する事項
- (6) 総会に付議すべき事項
- (7) その他運営に関する必要な事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長が行う。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の2分の1以上の同意があったときは、この限りではない。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者または電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生じる収益
- (4) 事業に伴う収益
- (5) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種とする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

2 前項の規定に関わらず、事業年度当初における事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事会の議決を経た上で、総会において、その承認を得なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 45 条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加と更正)

第 46 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経た上で、当該事業年度終了後最初の総会において、その承認を得なければならない。

2 会計の決算上、剰余金を生じたときは、翌事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 48 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した一般会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項の変更については所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) 法人が行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 一般会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、一般会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散(前条第1項第4号及び第5号による解散を除く。)をしたときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において出席した一般会員の過半数の議決を経て選定される団体に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において一般会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 活動の区域

(活動の区域)

第54条 この法人の活動区域は、香川県三豊市三野町内とする。ただし、理事会の議決を経た活動については、この限りではない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第11章 雑則

(雑則)

第56条 この定款の施行に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	藤田	公正
副理事長	細川	芳樹
副理事長	藤谷	静男
理事	綾	弘彰
同	和泉	邦一
同	市村	光利
同	岡田	早江子
同	関	敬三
同	則包	哲生
同	藤田	恵子
同	堀家	覚

同 前田 俊夫
同 三木 茂
監事 丸岡 英明
同 横田 美智子

- 3 この法人の設立当初の役員任期は、第 15 条第 1 項の規定に関わらず、成立の日から平成 31 年 6 月 30 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43 条の規定に関わらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定に関わらず、成立の日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。

これは、定款の原本と相違ありません。

特定非営利活動法人まちづくり推進隊みの
住 所 三豊市三野町下高瀬 1978 番地 1
氏 名 理事長 綾 恭司

